

# 板橋区立公園自動販売機の運営管理業務に関する協定書（案）

東京都板橋区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、板橋区立公園自動販売機（以下「自販機」という。）の運営業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力して自販機の運営業務を円滑におこなうことを目的とする。

（運営業務の実施）

第2条 甲は、乙に対し、自販機の運営業務に必要な土地および施設の使用を許可する。

2 乙は、自販機の運営業務を実施するにあたり、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（関係法令の遵守）

第3条 乙は、自販機の運営業務を実施するにあたり、都市公園法（昭和31年法律第79号）、東京都板橋区立公園条例（昭和36年条例第12号。以下「条例」という。）、その他関係法令等を遵守すること。

（設置許可の申請）

第4条 乙は、自販機の運営業務を実施するにあたっては、都市公園法第5条第1項の規定により、条例第6条の2に基づく設置許可申請書を区長に提出し、許可を受けること。

（使用料）

第5条 月額使用料は、次のとおりとする。

金額 

--	--	--	--	--	--	--

2 前項使用料の内訳は、別紙「内訳書」のとおりとする。

（使用料の支払）

第6条 乙は、前条に定める使用料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において納入しなければならない。

対象期間	支払期限	支払金額
令和7年4月分から令和8年3月分	令和7年4月30日	〇〇〇, 〇〇〇円

令和8年4月分から令和9年3月分	令和8年4月30日	〇〇〇, 〇〇〇円
令和9年4月分から令和10年3月分	令和9年4月30日	〇〇〇, 〇〇〇円

(電気料金の支払)

第7条 乙は、本協定書に基づき設置した自販機には、証明用電気計器（以下「子メーター」という。）を設置するものとする。

2 甲は、次の計算方式により月額電気料金を計算し、乙に納入通知書を送付するものとする。

<b>【計算方式】</b>		
設置許可物件の 月額電気料金	= 子メーターの直結する 親メーターによって 計算される月額電気料金	× $\frac{\text{子メーターの表示する月間消費電力量}}{\text{親メーターの表示する月間消費電力量}}$

3 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料金を支払わなければならない。

4 乙が既存の電気引込柱等の電気設備を使用し、子メーターを設置しない自動販売機については、直接、電気料金を電気事業者に支払わなければならない。

(延滞金)

第8条 乙は、第6条及び前条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料、電気料金（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、東京都板橋区公有財産規則（昭和39年東京都板橋区規則第21号）第34条の4の規定により計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

2 年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

3 延滞金の支払い方法は、第6条の規定を準用する。

(充当の順序)

第9条 乙が使用料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が使用料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(実地調査等)

第10条 乙は、設置した自販機における月の販売個数及び売上金額を甲に定期的に報告しなければならない。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義があるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができる。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠たり、実地調査を拒み、妨げてはならない。  
(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため第4条の設置許可が取り消されたとき、その他特別の理由があると認めるときは、区長は、その全部又は一部を還付することができる。

(協定の有効期限)

第12条 本協定の有効期間は令和10年3月31日までとする。ただし、第4条の設置許可を継続しない場合は、本協定は無効とする。

(権利及び義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この協定に基づく権利および義務を第三者に譲渡、移転または使用させてはならない。

(定めのない事項)

第14条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関する疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定する。

本協定の証として、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和7年4月1日

所 在	東京都板橋区板橋二丁目66番1号
甲 名 称	東京都板橋区
代表者	東京都板橋区長 坂 本 健

所 在	
乙 名 称	
代表者	

内訳書

施設名・設置場所	内訳金額
○○○○○○○○○○○○○○	円
○○○○○○○○○○○○○○	円

## 仕 様 書

### 1 機器設置の条件

- (1) 「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)や業界自主基準などを遵守した転倒防止策を講じること。
- (2) 「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会)や偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止など設置場所に応じた防犯対策を講じること。
- (3) 災害対応型機能の自動販売機を設置すること。ただし、貸付物件により、指定があった場合は、他の機能が付加された自動販売機を設置すること。
- (4) 「照明の自動点灯」「学習省エネ」「ピークカット」など消費電力量の低減技術を導入した機器や、ノンフロン冷媒を採用した機器など環境負荷の軽減に努めること。
- (5) 自動販売機の外観はデザインや使用する色彩など、設置場所周辺への景観配慮に努めること。
- (6) 自動販売機の管理及び販売品目に関する事以外での宣伝広告類は掲示しないこと。
- (7) 可能な限り電子マネー・キャッシュレス決済対応を行うよう努めること。

### 2 販売品目の条件

#### 自動販売機の販売品目

- (1) 缶、ペットボトル等の飲料水及びアイス、軽食等とし、次のものは除く。なお、販売品目については、施設管理者と協議のうえ、施設利用者等のニーズに合わせて適宜行なうこと。

〈除外品目〉

- ①酒類
- ②タバコ

また、機器を設置する前に、設置しようとする機器(回収ボックスも含む)のカタログ及び配置図並びに販売品目の一覧を提出すること。機器の変更及び販売品目の変更を行なう場合も同様とする。

- (2) 販売価格

標準販売価格以下とすること。

### 3 維持管理責任

- (1) 「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)や業界自主基準などを遵守した商品の品質、衛生管理の徹底を図ること。
- (2) 転倒防止策を講じる等、安全面を充分確認して設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) 機器に併設して、空容器の種類に応じた分別回収ボックスを設置し、回収・リサイクルを行うこと。また、ゴミの回収及び周辺の清掃を適宜行い、衛生管理の徹底を図ること。また、容器回収ボックスから、容器があふれないように回収を行うこと。
- (4) また、使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、

使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

- (5) 商品補充、金銭管理等を適切に行い、トラブル防止を講じること。特に商品の賞味期限には充分注意すること。
- (6) 搬入・排出、販売の時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- (7) 機器が故障したときは、直ちに保守修理を行うこと。
- (8) 通商産業省（現経済産業省）、農林水産省、大蔵省（現財務省）、厚生省（現厚生労働省）の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要綱」に基づき、自動販売機管理者ステッカーを解りやすい位置に貼付すること。自動販売機等の故障、保守修理、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、故障等の連絡にかかる経費は設置事業者の負担とすること。
- (9) 法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (10) 災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定及び災害時における飲料水等の供給に関する協定を締結すること。ただし、アイス自動販売機は除く。

#### 4 実績報告

月毎の販売個数及び売上金額について、定期的に報告すること。